答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が、請求人に対し、令和2年1月31日付けの返還金決定通知書(以下「本件処分通知書」という。)で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張する。

(1) 事務所が認めたほかにも、購入費を自立更生費として返還免除すべき物品があったこと

請求人は、老齢年金の追加支給として令和3年1月15日に 1,362,361円を得たところ、処分庁はうち1,13 0,240円について法63条により返還を求めることと し、うち老朽化した冷蔵庫、IHコンロ及びオーブンレンジ の買い替え費用として146,532円のみを自立更生費と して返還免除することとして、残額983,708円につい て返還を求めた。

しかし、請求人には、自立更生のためにやむをえない費用として、上記3点の購入費相当額に加え、さらに以下の物品の購入費相当額として、合計54万円が必要であった。

ア 室内用車椅子 約20万円

イ 電動ベッド 約12万円

ウ 押入用たんす 2 棹

1 棹あたり3万円×2棹=6万円

エ ホットプレート 約1万円

オ テレビ、付属品、テレビ台 約10万円

カ 下着 6 枚程度

1 枚 あ た り 5 0 0 0 円 × 6 枚 = 3 万 円

キ パジャマ 4 着程度

1 着あたり 5 0 0 0 円×4 着 = 2 万円

よって、自立更生費を146,532円の程度しか認めず、983,708円の返還を命じた本件処分は、自立更生費について必要な検討を欠いたものであり、取り消されるべきである。

(2) 自立更生費の認定が適切になされなかったこと

事務所の担当ケースワーカーは、本件処分の前、自立更生の趣旨に合致する用途があるか請求人に聴取した際、「(既に持っているもので)壊れたものじゃないと替えられない」と説明し、そのため請求人は、自立更生費として老朽化していた冷蔵庫、IHコンロ、オーブンレンジの買い替え費用相当額のみを申し出た。

本件においては、担当者の不適切な説明により、請求人からの自立更生費についての聴取とそれに引き続く認定が適切に なされなかったものである。 処分庁は、本件が遡及年金受給の場合にあたることから、課長通知(後記第6・1・(3)・イ参照)が示す要件を満たすべきであったと主張するが、当該方針は返還額決定にあたっての考慮要素の一つにすぎず、これを過度に重視すべきでない。

また、仮に課長通知の要件に沿って検討するとしても、他の物品 (上記(1)ア〜キ記載の各物品) について事前に相談できなかったことには請求人の責めによらないやむを得ない事由がある。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項 の規定を適用し、棄却すべきである。

第5調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和4年5月10日	諮 問
令和4年7月25日	審議(第68回第3部会)
令和4年8月22日	審議(第69回第3部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した 結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の

生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める 基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、そ の者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程 度において行うものとするとされており、保護費は、上記保 護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定され るものであるとされている。

(2) 収入の認定

- ア 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。
- イ 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和3 8年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局 長通知」という。)第8・1・(4)・アによれば、厚生年金保 険法、国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支 給される年金又は手当については、実際の受給額を原則とし て受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入 認定することとされている。
- ウ 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」(以下「運用事例集」という。)問7-13-2(答)によれば、年金時効特例法の適用によって、年金記録の訂正により新たに受給資格を得たことで、時効消滅分も含めて年金が支給された場合、当該時効特例給付分については入金月において収入認定するとされている。

(3) 費用返還義務

ア 法 6 3 条によれば、被保護者が、急迫の場合等において 資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要 する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやか に、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保 護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされて いる。

そして、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、以て生活保護制度の趣旨を全うしようとするものとされている(東京高等裁判所平成25年4月22日判決・訟務月報60巻2号381頁)。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされ、「ただし、全額を返還対象とすること」とされ、「ただし、全額を返還対象とすること」とされ、「ただし、全額を返還があると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし、上記の「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。(7)~(ェ)(略)」等が挙げられている(以下、この控除を「自立更生免除」という。)。

もっとも、課長通知1・(2)によれば、年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、課長通知1・(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められるとされ、その取扱いにつき、「当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」(課長通知1・(2)・(イ))とされている。

また、遡及受給した年金収入に係る法63条の規定に基づく費用返還の取扱いにおいて、「資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。」(課長通知1・(2)・(ウ))とされている。

- (4) 次官通知、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法2 45条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、運用事例集は、東京都において法に定める事務を 地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として作 成されたものである。
- 2 本件処分についての検討
 - (1) 法 6 3 条 の 規 定 の 適 用

法4条1項の規定の趣旨からすれば、年金収入は、最低限度の生活を賄うために活用すべきであり、保護は、当該収入及び他の収入・資産の活用によってもなお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものである。

本件では、請求人の老齢基礎年金について、令和2年1月に至って、平成26年2月から令和元年11月までの間に支給事由が発生した分として1,362,361円(本件年金)

が一括して支給されたことが認められる。本件年金のうち、 平成26年2月から平成27年1月までの支給分232,0 98円については、法63条の規定に基づく返還請求権の消滅時効(5年。地方自治法236条1項)にかかるが、運用 事例集間7-13-2(答)において、時効特例給付分については入金月において収入認定するとされていることをかららいて入金月である令和2年1月に収入認定を行い、平成27年2月から令和元年11月にの支給分1,130,240円について、法63条が規定する「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかからず、保護を受けたとき」に該当するとして、本件処分を行ったものと認められる。

法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、以て生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであるから(1・(3)・ア)、処分庁が、本件において、上記のとおり法63条の規定を適用して本件処分を行ったことに、違法・不当な点はないものということができる。

(2) 過大に支給された保護費の額(返還対象額)

各返還対象月(平成27年2月から令和元年11月までの各月)における請求人の資力の額及び支給済保護費の額は別紙表のとおりである。

法令等に則ると、各返還対象月において過大に支給された保護費の額は、資力総額が当該各月の支給済保護費を上回る場合、支給済保護費に相当する額となり、資力総額が支給済保護費を下回る場合、資力総額に相当する額となる。

本件では、別紙表によれば、各返還対象月において過大に支

給された保護費の額の合計は1,130,240円となることが認められる。

ところで、本件年金通知書によれば、年金遡及支給額は1,362,361円であり、このうち232,098円は平成26年2月から平成27年1月までの支給分として令和2年1月に収入認定しているため、返還対象となるのは1,130,263円(=1,362,361円-232,098円)であると考えられる。本件処分において算定された返還対象額は1,130,240円であるところ、この差額23円は、遊及分年金額を月割りで認定したため、端数が生じたものとされている。このような端数処理は、結果として、請求人にとって有利な取扱いであり、かつ、処理方法としても不合理とまではいえないものである。したがって、以下、返還対象額は1,130,240円であることを前提として判断する。

(3) 自立更生免除

本件処分による返還金額を決定するに当たって、処分庁は、請求人に対して自立更生免除について説明したところ、請求人から、老朽化した冷蔵庫、IHコンロ及びオーブンレンジの買い替えについて希望があり、その旨を記載した自立更生計画書の提出を受けたため、処分庁はケース診断会議において請求人の自立更生計画について協議し、上記3点(冷蔵庫、IHコンロ、オーブンレンジ)の購入費用、送料、リサイクル料及び設置費を自立更生免除の対象とする旨決定し、その後、請求人から提出された領収証により自立更生費用として146,532円を認定したことが認められる。

遡及受給した年金に係る自立更生免除については、定期的に 支給される年金との公平性を考慮して、厳格に対応すること が求められ、当該世帯から事前に相談のあった「真にやむを 得ない理由」により免除する費用については慎重に必要性を検討することとされていること(1・(3)・イ)からすると、処分庁が、請求人から提出された自立更生計画書の内容を所内会議に諮った上で、本件処分における自立更生免除額を決定したことについて違法又は不当な点は認められない。

(4) 小括

上記(1)ないし(3)によれば、処分庁は、平成27年9月から令和元年11月までの間に請求人に過大に支給された保護費(計1,130,240円)の範囲で返還金額を決定すべきところ、自立更生に係る控除額は146,532円であるから、法63条の規定に基づく返還決定額は983,708円であるとするのが相当である。

よって、これと同旨の結論を採る本件処分は、上記1の法令等に則った適正なものであるといえるのであり、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

(1) 第3・(1)について

請求人は、本件処分において自立更生費として処分庁が認めたほかにも、自立更生の対象として購入費を返還免除すべき物品があったと主張する。

しかし、請求人が処分庁に提出した自立更生計画書には、請求人が主張する物品についての記載はなく、事務所に対して請求人から事前の相談がなかったものであるから、これらの物品の購入費に関し、処分庁が自立更生の対象として免除すべきであったとは認められない。

(2) 第3・(2)について

請求人は、職員の不適切な説明により、請求人からの自立更 生費についての聴取とそれに引き続く認定が適切になされな かった旨主張するが、請求人の上記主張を裏付ける証拠はなく、主張を認めることはできない。

そして、遡及受給した年金収入の取扱いについて、課長通知 1・(2)・(4)は「当該世帯から事前に相談のあった、真にやむ を得ない理由により控除する費用については、保護の実施機 関として慎重に必要性を検討すること。」としているところ (1・(3)・イ)、請求人の主張する物品について処分庁に対 して事前に相談があったとは認められず、費用を控除するこ とにつきやむを得ない理由があったとも認められない。

また、請求人は、課長通知が示す要件は、返還額決定にあたっての考慮要素の一つにすぎず、これを過度に重視すべきでない旨主張するが、法の処理基準として位置付けられる課長通知において、定期的に支給される年金受給額に係る収入認定の取扱いとの公平性を考慮して定められた要件であり、これに則って行われた処分庁の判断を違法、不当とすることはできないものである。

したがって、請求人の主張は採用できない。

4 その他の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法・不当とすべき点を認めることはできない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や 法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適 正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙 (略)